

378

344

378-344



1200501453272

巴奈馬共和國事情

外務省通商局編



始



昭和七年四月

巴奈馬共和國事情

外務省通商局

序 言

本書は齋田通譯官の編纂せるものなるが巴奈馬共和國一般事情を研究するに當り好個の參考資料と認めらるゝに付茲に印刷に付することとせり。

昭和七年四月



發行所寄贈本

通商局第三課



378-344

巴奈馬共和國梗概

一、面積 三三、三八〇平方哩（八七、一九九平方基米突）

一、人口 四六七、四五九人

一、首府 巴奈馬市、人口七〇、〇〇〇人

一、主要輸出品 「バナ」、「コ、ア」、「コ、ナツ」、「皮革」、「バラタ」護謨、鼈甲、「アイ

ボリー・ナツ」、眞珠母及眞珠

一、主要輸入品 小麥粉、鐵及鋼鐵、綿織物、鑛油、米、食用動物製品、化學製品、靴類
護謨製品及既製衣類

一、氣候 海岸地帯は常に熱帶的暑氣激しきも内奥の高原地方は冷涼なり。

一、地理的特色 東西を貫通する二山脈は幾多の溪谷及平原を形成し優良なる牧場となり
又各種熱帯特産物を産出す。

一、巴奈馬國に到る航路 巴奈馬共和國へは大西洋の「カリビアン」海に面する「クリス
トバール」港行の數多の定期船に依りて達す、尙定期船の或ものは「ボ

巴奈馬共和國

二

第四、産業……………一三

一、製造工業……………一三

二、農業……………一五

三、牧畜……………一七

四、鑛業……………一七

五、林業……………一八

第五、交通及通信……………一九

一、道路……………一九

二、鐵道……………一九

三、通信……………二〇

第六、政治組織……………二〇

一、立法部……………二一

二、行政部……………二一

三、司法部……………二四

第七、軍備……………二四

第八、金融機關……………二四

第九、貨幣……………二五

第十、教育……………二五

第十一、言語及宗教……………二六

第十二、主要都市……………二七

第十三、日巴關係……………二七

第十四、巴奈馬運河地帶……………二九

一、巴奈馬運河の由來……………二九

二、運河地帯の面積……………三〇

三、運河地帯の人口……………三〇

四、運河の收支狀況……………三〇

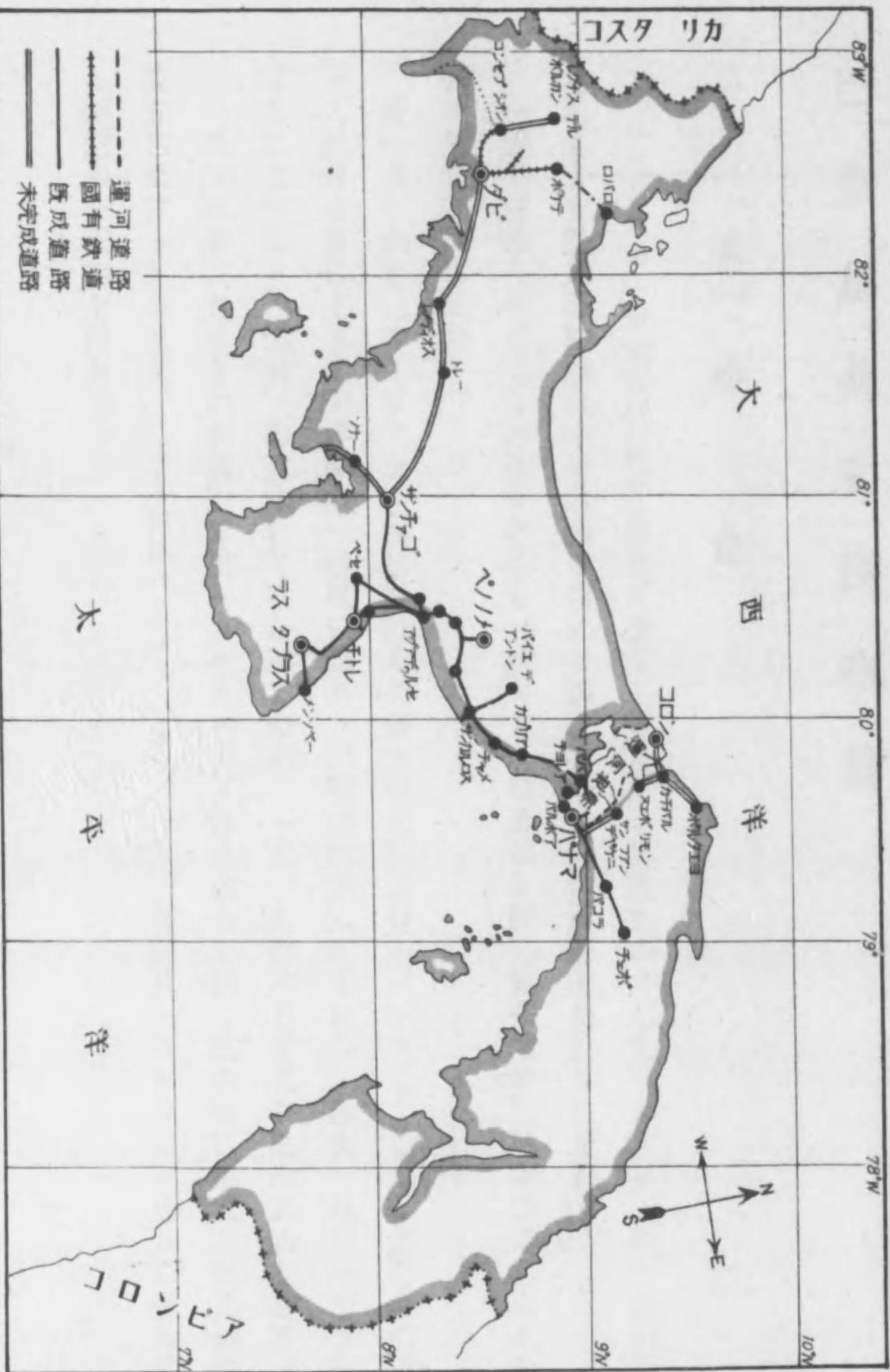
五、運河の豫算……………三一

三

附録 第一、入移民に關する巴奈馬共和國一九三〇年法律第七一號……………三五

附録 第二、巴奈馬共和國官有土地法の概要……………四一

附録 第三、巴奈馬共和國渡航者の注意事項……………四五



巴奈馬共和國地圖



巴 奈 馬 共 和 國 事 情

第一、略 史

「モロンブス」が第四回目の遠征を企て「カタイ」に赴かんとして「カリビアン」海沿岸を發見してより巴奈馬地峡は中米諸國の何れの國よりも世界の視聽を集むるに至れり。

一五一三年「ヴァスコ・ヌーネス・デ・バルボア」は萬難を冒し熱帶地の密林を跋涉し山岳を越え初めて太平洋に出たり。

後一五一六年「カリビアン」海に於ける西班牙植民地總督「ペドロ・アリアス・デ・アヴィラ」は土人征伐の途に上り太平洋岸の一漁村に到れり、彼は同地にて土語の「漁夫」は「バナマ」と稱することを知り「漁村」の意味にて巴奈馬と命名し一五一九年八月十五日巴奈馬市を建設せり。

一五三八年二月二十六日西班牙王「カルロス」五世は勅令を以て巴奈馬に正式に植民地政府を設立し北は「ニカラグア」より南は「カルタヘナ」、祕露、智利及「マゼラン」海峡に到る廣漠なる地域の支配權を附與せり。

後「ピサロ」が「インカ」帝國を征服し祕露の副總督となるに及び巴奈馬市は「インカ」帝國の寺院より掠奪せる金、銀及「エスメラルダ」の財寶を積換して西班牙本國に轉送する主要港となりたると共に本國よりの輸入品を各植民地に分配する地點となれり、然るに祕露の財寶次第に減少するに従ひ巴奈馬の隆盛は十七世紀の末葉を期とし漸次衰退するに至れり。一方歐洲に於ては西班牙の勢力衰微するに及び其の影響は惹いて植民地に反響し一八〇九年より一八二四年に至る間植民地に於ては續々革命運動擡頭し一八二一年「ボリヴァール」は「ヴェネスエラ」、「ニュー・グラナダ」及「エクアドール」を糾合して大「コロンビア」聯邦を組織せるが巴奈馬も右聯邦に加盟し地峽州と稱せらるゝに至れり。

一八三一年「ボリヴァール」の死後大「コロンビア」聯邦は解散の憂目を見、新たに「ヴェネスエラ」、「エクアドール」及「ニュー・グラナダ」諸共和國成立せり。一八五八年「ニュー・グラナダ」は舊名「コロンビア」合衆國となり、後「コロンビア」共和國と改稱せらるゝに至れり。巴奈馬は一八二一年より一九〇三年に至る八十二年間「コロンビア」の一州たりしが一九〇三年十一月三日「コロンビア」より分離を宣言し獨立國となれり。

第二、概 要

一、地 勢

巴奈馬國は運河地帯と共に同名の地峽を以て南北兩「アメリカ」大陸を連結する中米の一共和國にして北は「カリビアン」海に臨み東は「コロンビア」共和國に接し南は太平洋に面し西は「コスタ・リカ」共和國に境す。

國內には二山脈東西に貫通し數多の溪谷及平原を形成す、平原地方は優良なる牧場にして其の他は熱帶的特産物に富む。

二、面 積

面積は三萬二千三百八十平方哩（八萬七千九百九十九平方基米突）にして我が北海道の面積より稍大なり、中米六ヶ國中面積の點に於ては第四位なり。

中米六ヶ國面積比較

| 國 名 | 面 積 (單位平方哩) |
|---------|-------------|
| 「ニカラグア」 | 五一、六六〇 |

| | |
|----------|--------|
| 「ホンジュラス」 | 四四、二七五 |
| 「グアテマラ」 | 四二、三五三 |
| 巴 奈 馬 | 三二、三八〇 |
| 「コスタ・リカ」 | 二二、〇〇〇 |
| 「サルヴァドル」 | 一三、一七六 |
| 三、人 口 | |

一九三〇年の國勢調査に依れば總人口は四十六萬七千四百五十九人にして内白人五萬二千人、黑人八萬六千人、印甸人三萬三千五百人、東洋人三千人、混血二十六萬八千人なり。運河地帯の人口は一九二八年の統計に依れば二萬八千人にして、内陸海軍籍にある者九千五百十人を算す。

各縣人口分布表

| 縣 名 | 人 口 |
|----------------|--------|
| 「ボーカーカス・デル・トロ」 | 一五、八五一 |
| 「コ ク レ」 | 四八、二四四 |
| 「コ ロ ン」 | 五七、一六一 |

| | |
|-----------|---------|
| 「チリキ」 | 七六、九一八 |
| 「ロス・サントス」 | 四一、二一八 |
| 巴 奈 馬 | 一一四、一〇三 |
| 「ヴェラグアス」 | 六九、五四三 |
| 「エレーラ」 | 三一、〇三〇 |
| 「ダリエン」 | 一三、三九一 |

中米六ヶ國人口比較

| 國 名 | 人 口 | 調 査 年 |
|----------|-----------|---------|
| 「グアテマラ」 | 二、〇〇四、九〇〇 | (一九二〇年) |
| 「サルヴァドル」 | 一、七二二、五七九 | (一九二九年) |
| 「ホンジュラス」 | 八五九、七六一 | (一九三〇年) |
| 「ニカラグア」 | 六三八、一一九 | (一九二〇年) |
| 「コスタ・リカ」 | 四七一、五二五 | (一九二七年) |
| 巴 奈 馬 | 四六七、四五九 | (一九三〇年) |

四、氣 候

一般に熱帶的にして四季變化少く、大西洋及太平洋沿岸は常に暑氣甚し、平均溫度華氏八十度にして高原地方に於ては平均華氏六十六度なり、夏季は乾燥期にして一月より四月に至り、冬季は雨期にして五月より翌年の二月に至る。十月及十一月は屢々強雨襲來す。雨量は大西洋岸に於て年平均百四十「インチ」にして太平洋岸は六十「インチ」、内地は九十三「インチ」なり。十二月より翌年の五月の間は暑氣激しきも海洋より涼風吹き來り暑氣稍緩和せらる。

第三、財政及經濟

一、財 政

巴奈馬國の歳入は主として關稅に依るものにして北米合衆國が運河地帯を維持し且保有する期間には毎年二十五萬弗の收入を得ることとなり居れり。

一九二三年の外債は四百二十九萬三千弗にして一九二八年の外債千二百萬弗を合し合計一千六百二十九萬三千弗に達せり。之に内債二百三十九萬三千五百五十五弗を合すれば内外公債總額は一千八百六十八萬六千五百五十五弗なり。

歳出は行政費、公債償還及病院費等にして約四千萬圓なり。

豫算は二年毎に計上せらる。

次に一九三一年六月三十日の歳出を示せば

| | |
|---------|------------|
| 行 政 費 | 一〇、六八五、七三四 |
| 公 債 償 還 | 四、一二六、一七四 |
| 病 院 費 | 二、二二〇、〇〇〇 |

(病院費は富籤及結核豫防税を以て充當す)

二、對 外 貿 易

一九二九年の對外貿易の狀況を瞥見するに輸入に於ては北米合衆國が首位を占め從來第二位にありたる英國は其の地位を獨逸に奪はれたるが右は獨逸系投資の下に麥酒釀造會社設立せられ之に必要な機械類を獨逸本國より輸入したるに基因するものなり。特に注目に價するは支那よりの輸入にして逐年増加の傾向あり。然るに日本よりの輸入は最近頗る減少せり。加奈陀よりは北米を通じて多く輸入せらるゝ關係上統計には北米よりの輸入となり居るも加奈陀政府の發表に依れば百四萬五百十九弗に達せり。

次に一九二九年の國別輸入狀況を表別すべし。

| 國別 | 價格 |
|----------|------------|
| 北米合衆國 | 一一、六〇二、七七四 |
| 獨逸 | 一、八六五、五一四 |
| 英帝國 | 一、四九五、六〇七 |
| 内譯 | |
| 英 本 國 | 一、四二五、六八二 |
| 「ジャマイカ」 | 六二、八三二 |
| 加 奈 陀 | 六、三九四 |
| 「トリニダード」 | 六九九 |
| 支 那 | 九〇二、三〇二 |
| 佛 國 | 四二六、八三四 |
| 内譯 | |
| 本 國 | 四二五、二六〇 |

| | |
|----------|---------|
| 「アルジェリア」 | 一、五七四 |
| 和 蘭 | 二〇〇、八七五 |
| 内譯 | |
| 本 國 | 一八四、五七五 |
| 「キュラソー」 | 一六、三〇〇 |
| 玖 瑪 | 一六五、八一四 |
| 伊 太 利 | 一五四、五一八 |
| 日 本 | 一五四、三九八 |
| 祕 露 | 一五〇、一八〇 |
| 智 利 | 一三四、一六六 |
| 白 耳 義 | 一二八、七七三 |
| 西 班 牙 | 一二三、五四四 |
| 諾 威 | 一一一、六九三 |
| 其 他 | 一六五、〇〇六 |

合計

自一九二四年至一九三〇年輸入状況

| 年次 | 価格 |
|-------|--------------------------------|
| 一九二四年 | 二、八三三、一二九 <small>(單位磅)</small> |
| 一九二五年 | 三、〇一一、五三九 |
| 一九二六年 | 二、八五七、六〇〇 |
| 一九二七年 | 二、九〇三、二〇〇 |
| 一九二八年 | 三、三二九、六四〇 |
| 一九二九年 | 三、七八六、〇〇八 |
| 一九三〇年 | 一七、四二三、七三九 <small>(弗)</small> |

一七、八〇九、九九七

輸出の主なるものは「バナ、」、「コ、ア」、「コ、ナッツ」及皮革等にして大部分北米合衆國に輸出せられつゝあり。然れ共最近の世界的經濟界の不況に因り鼈甲及眞珠母の輸出激減し之に反し「バナ、」、「コ、ア」及「コ、ナッツ」は急激に増加せり、此の増加は外國資本特に北米系「ユナイテッド・フルーツ」會社の目醒しき活動に依るものなり。

一九二九年度主要品輸出状況

| 品目 | 價格 |
|-------------|--------------------------------|
| 「バナ、」 | 二、九二九、七七〇 <small>(單位弗)</small> |
| 「コ、ア」 | 六三六、四八五 |
| 「コ、ナッツ」 | 二三八、五〇一 |
| 皮革 | 一三七、八四一 |
| 護謄 | 七三、三〇〇 |
| 鼈甲 | 四七、九一九 |
| 「アイボリー・ナッツ」 | 四七、四六二 |
| 眞珠母 | 二七、九七二 |
| 眞珠 | 一二、四五五 |

自一九二四年至一九三〇年輸出状況

| 年次 | 價格 |
|-------|------------------------------|
| 一九二四年 | 六一八、九三〇 <small>(單位磅)</small> |

| | |
|-------|--------------------------|
| 一九二五年 | 七三〇、七四二 |
| 一九二六年 | 七〇七、六〇〇 |
| 一九二七年 | 七八一、〇〇〇 |
| 一九二八年 | 八四六、三〇〇 |
| 一九二九年 | 八五二、五七二 |
| 一九三〇年 | 三、三〇二、〇〇七 ^(弗) |

三、市場の状況

一般に贅澤品は運河通過の旅行者及運河地帯の北米人の使用に限定せられ概して土人向の下級品の需要多く、輸入品は北米製品が優勢なる地位を占め居れるが右は運河地帯の關係上商品の趣好及生活状態が米化しつゝあるが爲なり。巴奈馬及「コロン」兩市は運河通過の旅行者及隣邦諸國人の船待等の爲數日滞在する者多きが故に市場は相當活氣を呈し居るも大取引は多くを期待することを得ず。都市は大部分北米製品にて獨占せられ居る觀ありて、他國の此の方面に侵入することは困難なるが如きも地方の市場に進出すれば相當の販路を發見すること至難にあらざるべし。

第四、産 業

一、製造工業

未だ國內工業の見るべきものなく小規模の製帽、製靴、麥酒及「シャツ」製造會社あるに過ぎず。製帽の如きは政府の保護關稅政策に依り一九二六年巴馬奈市に製帽會社設立せられ主として「バナマ」帽を生産しつゝあり。製靴は規模大ならず其の生産も低廉なる下級品に限られ居れり。麥酒製造は「バルボア・レフリゼレーター・イング・アンド・ブリューイング」會社を最大なるものとす。從來地方に於ては英國製麥酒相當輸入需要ありしが最近獨逸系の二會社が此の方面に進出したる爲英國品は非常の打撃を蒙れり。「シャツ」製造は最近巴奈馬市に五萬弗の資本金にて設立せられたる會社あるのみなり。

二、農 業

農業は極めて原始的のものにして比較的上流の巴奈馬人は耕作能力乏しく且農業に對する趣味を有せず、都會にて生活せんことを望み内地の農民は貧弱なる自給生活の爲に耕作するに過ぎず、耕作の方法を考究改良して之が進歩を計ることに努めざるを以て政府は農民に種々の便宜を與へ耕作の改良助長に腐心しつゝあり。

主要農産物は「バナ、」、「コ、ア」、「コ、ナッツ」、煙草、玉蜀黍、珈琲及砂糖等なり。殊に「バナ、」の栽培は大規模にして「ユナイテッド・フルーツ」及「スタンダード・フルーツ」の二米系會社が多額の資本を投下して目醒しき活動をなしつゝあり。其の中心地は「アルミランテ」地方なりしも既に地味瘦せ且「バナ、」病の發生せる爲、「ユナイテッド・フルーツ」會社は從來氣候乾燥し「バナ、」栽培には不適當と看做されたる太平洋岸の「チリキ」縣「プログレーツ」地方を栽培好適地と認め、八百萬弗の資本を投じ灌漑工事を完成し、「アルムエリエス」港には棧橋を建築し船舶の積荷に便ならしむる等凡ゆる設備を施したるを以て近き將來には多量の輸出を見るに至るべく、尙同會社は「ヴェラグアス」縣の太平洋岸にある「トノシ」に廣大なる土地を購入し

之が栽培を計畫中なり。

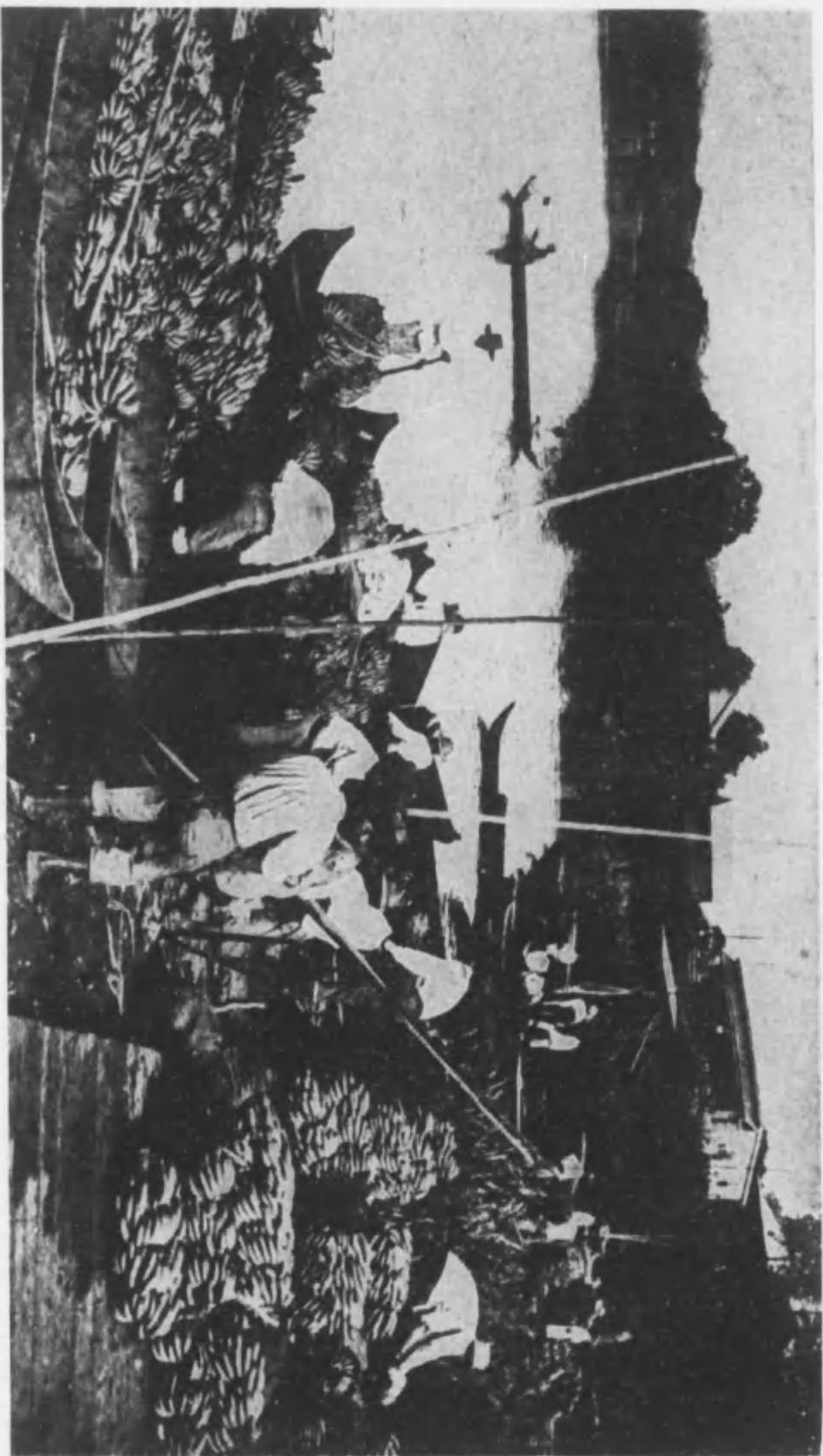
「バナ、」に次ぐ主要農産物は「コ、ア」にして其の生産の大部分は「ユナイテッド・フルーツ」會社が「アルミランテ」に於て栽培しつゝあり。

「コ、ナツ」は大西洋岸殊に「サン・ブラス」地方に於て「スタンダード・フルーツ」會社が栽培しつゝあり、一九二八年には七萬七千個を輸出せり。

護謨の栽培は未だ十分の發達をなし居らず、僅に「バラタ」護謨及野生護謨の採取に過ぎず、輸出も近年激減せり。

煙草は「チリキ」及「ヴェラグアス」兩縣に於て生産せらるゝも地方の消費に供するのみなり。玉蜀黍は一般に栽培せられ、地方農民の主要食料品なり。

三千乃至五千呎の高處の氣候は「コスタ・リカ」珈琲栽培地方の氣候と類似し地味亦珈琲栽培に好適なるを以て將來珈琲の栽培は甚だ有望視せられつゝあり。現今「ヴェラグアス」、「チリキ」及巴奈馬各縣の高處に於て舊式の方法にて栽培せられ、其の生産は主として地方の消費に供せられつゝあるも「チリキ」縣の「ボケテ」附近には外國資本の下に近代の栽培方法行はれ漸次發展の域にあり。「ボケテ」より「ヴォルカン」山の一方「ヴォルカン」地方は珈琲栽培囑望せらる。北



「バナ、」輸入の光景

米に於ては此の地方の珈琲栽培の有望なること宣傳せられ米國加州よりは既に移住したるものもあれども栽培方法幼稚にして未だ大なる發展をなし居らざるも近き將來を期待せられつゝあり。只此の地方は時々強風に見舞はるゝ虞あると共に岩石多し。

砂糖黍は巴奈馬及「アグアヅルセ」附近及「チリキ」縣の「ブガバ」地方に栽培せられつゝあり、未だ輸出すべき程多量の生産をなし居らざるも政府は最近製糖會社と協定して市場に於ける砂糖の在荷多過を制限せる程なり。

三、牧 畜

牧畜も農業と共に國內産業の主要なるものにして「コクレ」、「チリキ」兩縣の草原に多數放牧せられ、肉は主として國內特に運河地帯の消費に供せらる。皮革は主要輸出品の一なり。政府は最近牛酪工業を奨励しつゝある爲資本金五萬弗を以て牛酪及「チーズ」の製造會社設立せられたり。運河地帯にて消費せられたる肉類は一九二七年四十四萬百五十弗、一九二八年には四十六萬八千五百二十四弗、一九二九年には六十二萬八百三十七弗に達せり。

四、鑛 業

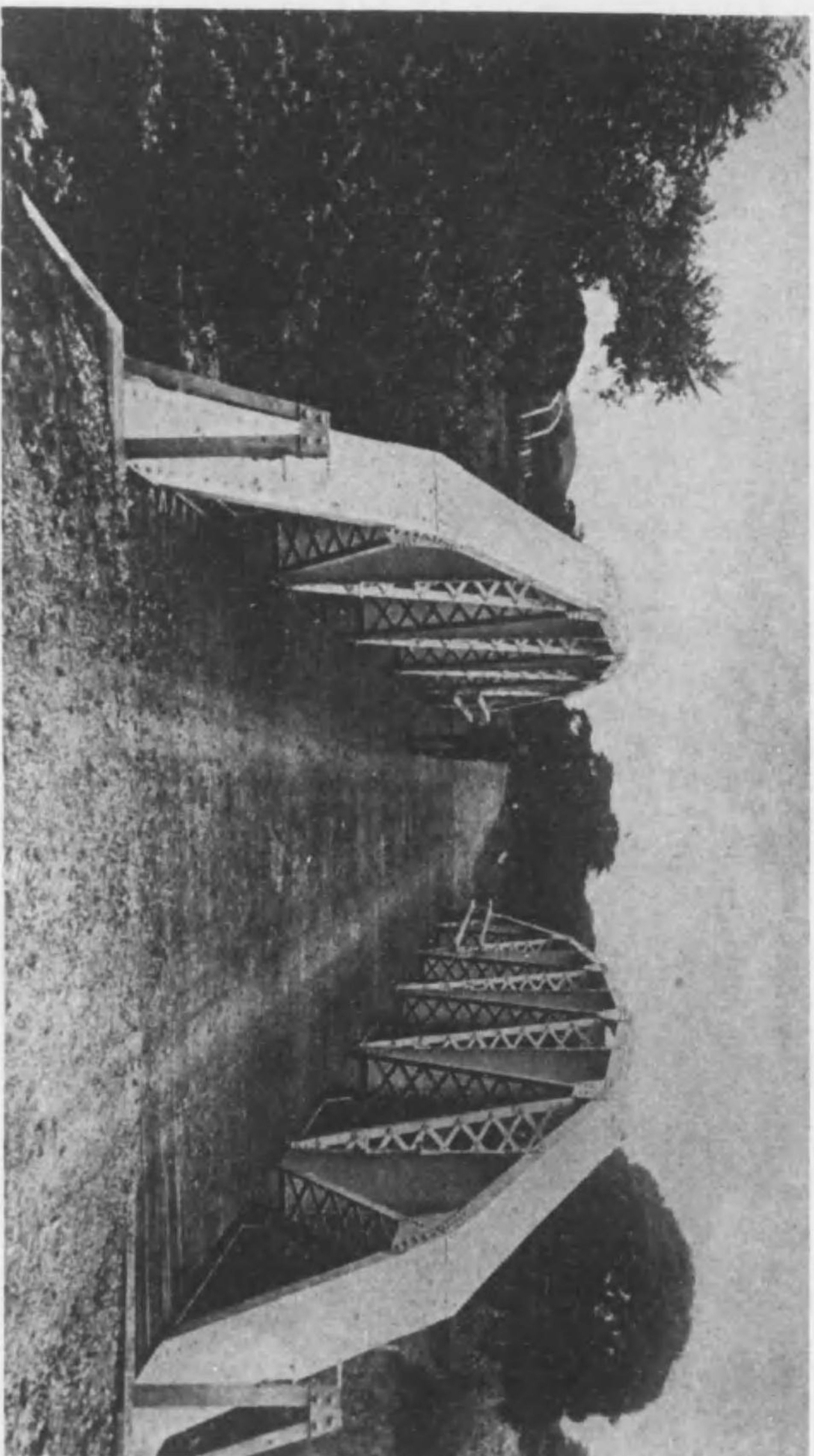
鑛石は「ダリエン」及「ヴェラグアス」兩縣に多量埋藏せられ、「マンガン」鑛は最重要なる鑛

産物なり、金鑛は西班牙征伐以前より採掘せられ現在に於ても相當産出せらる。金の外銀、鉛、銅、石炭及石綿等埋藏せらるゝも未だ大規模に採掘せられず、此の外鹽は「アグアヅルセ」附近に於て精製せらる、石油は嘗て「シンクレーア」石油會社が「ダリエン」縣「カペティ」に於て開鑿せしも一九二八年之を閉鎖し其の機械を「ヴェネスエラ」國に移せり。

「バナマ・コーボレーション」は「ヴェラグアス」縣の太平洋沿岸に近き「クリヨ」、「ダリエン」縣の「カラ」、「サン・チャゴ」附近の「ローマンセ」及「ハティリヨ」に於て大規模に採掘しつゝあり。「ローマンセ」及「ハティリヨ」兩鑛山に於ては一九三〇年多量の金を産出せり。尙「アメリカ」の一會社は「バナマ・コーボレーション」所有の鑛山附近に「コンセッション」を得て金採掘に着手したる外「ダリエン」縣某河の採掘權を獲得せり。

五、林 業

國內には家具、染料及建築用材等多量にあり。重要な輸出品なるが此の外「バラタ」護謨、護謨、「アイポリー・ナッツ」及「ニスペロ」實等も相當量輸出せらる。護謨栽培も各地に行はれ「バラタ」護謨及護謨は野生のもの多く之等より護謨を採取しつゝあり。



「バナマ」の橋と道路

第五、交通及通信

一、道 路

道路の改築は政府の最も留意しつゝある處にして目下盛に各地方の道路改築及新設をなしつゝあり。運河地帯の「サン・ミゲル」よりは既に二十哩の道路改築せられたる外「ヴェラグアス」縣の「サン・チャゴ」に到る百七十五哩の道路も完成し「ヴェラグアス」、「コクレ」及「ロス・サントス」各縣に通ずる道路も改良せられ同地方行郵便物等は自動車に依り運搬せられつゝあり。又「サン・チャゴ」より「チリキエ」縣の「ダヴィッド」に到る百五十哩の道路は目下改築中にて既に五十哩完成せり。巴奈馬市より「ダヴィッド」に到る道路は汎米道路を連結するものにして之が開設は各方面の注目の焦點なり。尙各小都市間の道路も最近非常に改造せられ乾燥期には自動車にて連絡し得る状態なり。

二、鐵 道

鐵道延長線は二百五十七哩なり、主要鐵道は巴奈馬鐵道にして運河に沿ひ「コロン」及巴奈馬を連結する四十八哩を有す。「チリキエ」鐵道は國有にして太平洋岸「ベドレガル」港を起點とし

「ダヴィッド」及「ボケテ」に通ずる三十三哩及其の支線「ダヴィッド」より「ラ・コンセプション」を経て「アルムエリエス」港に到る十七哩及「ドレガ」より「ポートルリリス」に到る八哩を有す。此の外「ラ・コンセプション」及「チリキート」「ヴィエホ」間鐵道の計畫あり。

尙一九二三年四月農務及土木省と「アメリカン・パナマ・ディヴェロッピング」會社との間に契約を結び「ダヴィッド」の西方「チリキート」縣「プログレンソ」及「ラボ・デ・プエルコ」間の鐵道敷設せられつゝあり。

「ユナイテッド・フルーツ」會社は「ボークス・デル・トロ」縣の「アルミランテ」を中心とし百五十一哩の鐵道線を有す、主として「バナ、」運搬に使用せらる。

三、通 信

全國に郵便局百ヶ所を有し電信及電話局二百を算す。電信線の延長一千哩に過ぎざるも逐年通信機關の増設と共に延長せられつゝあり。尙此の外「コロソ」及「ボークス・デル・トロ」に無線電信局の設備あり。

第六、政治組織

一九〇四年二月十三日憲法制定せられ三權分立確保せられてより一九一八年及一九二八年の二回に互る憲法改正を経て今日に至る。

一、立 法 部

立法部は國民議會の一院制にして四十六名の議員を以て構成せられ議員の選舉は直接選舉法に據り人口一萬五千人に付一名の割合なり、任期四年とす、尙代議員同數同時に選舉せられ議員の不在、死亡又は無能力の場合之に代り國民議會に出席代議す。國民議會は二年毎に巴奈馬市に於て九月一日召集せられ會期九十日なるも三十日間を延期することを得、臨時議會は大統領之を召集することを得。

大統領の任期は四年にして二十一歳以上の男子市民に依り普通選舉に依り選出せらる、大統領は任期終了前十八ヶ月迄に辭職するに非ざれば任期終了後直ちに再選せらるゝことを得ず。

大統領は五大臣に依り輔弼せらる、副大統領の制度なきも國民議會は二年毎に三名の代表者を選出し大統領の不在、死亡及無能力の場合其の權能を代行す。

二、行 政 部

行政部は内務及司法、外務、大藏及國庫、文部、農務及土木の五大臣より成る。

内務及司法省は州及市町村の行政、警察、衛生、治安、消防、選挙及立法権に關する事務、記録、度量衡、官報、郵便及電信、印甸人の保護及教育、裁判所、公證役場、監獄及其他司法行政に關する一切の事務を掌る。

外務省は一切の外交事務、外交團に關する事務、國境協定、國際會議、國際協定及各種條約の締結、巴奈馬運河地帯に關する一切の事務及巴奈馬運河官憲との關係事務を掌る。

大藏及國庫省に於ては歳出入豫算、各種租税の徴收、税關行政、海外貿易統計、國立銀行及富籤に關する事務を掌る。

文部省は官公私立の普通及高等教育並に特種學校の行政及監督、國立美術館及圖書館に關する事務を掌る。

農務及土木省は農業に關する一切の事務、交通及運輸、公共施設の維持及建設、鑛山、工業、移民、特許及商標、衛生、下水及上水、道路及橋梁、港灣、公共病院、孤兒院及公共建築物に關する事務を掌る。

尙同國の行政區劃左の如し。

全國を分ちて九縣とし縣は市町村に區分せらる、縣には大統領の任命する縣知事を置き地方行

政事務を掌らしむ、知事の任期は一年とす、市町村には市民の直接選挙に依り選出せられたる市參事會員ありて市町村行政を掌り任期二年なり、市町村長は縣知事之を任命し任期一年とす。

各縣名及人口表

| 縣名 | 人口 |
|----------------|---------|
| 「ポーカーカス・デル・トロ」 | 一五、八五一 |
| 「コクレン」 | 四八、二四四 |
| 「コロロン」 | 五七、一六一 |
| 「チリキイー」 | 七六、九一八 |
| 「ロス・サントス」 | 四一、二一八 |
| 巴 奈 馬 | 一一四、一〇三 |
| 「ヴェラグアス」 | 六九、五四三 |
| 「エレーラ」 | 三一、〇三〇 |
| 「ダリエン」 | 一三、三九一 |

三、司 法 部

司法部は五判事より成る、大審院を最高法院とし大審院判事は大統領の任命する處にして任期四年とす、大審院の下に控訴院、地方裁判所及區裁判所あり、控訴院及地方裁判所判事は大審院の任命する處にして任期四年、區裁判所判事は地方裁判所の任命する處にして任期一年とす。

第七、軍 備

國防は陸海軍の軍備なく僅に警察軍の警備に依るものに過ぎず、其の人員は將卒を合し一萬人にして其の組織及訓練は完備し居れり。海軍は四百五十四噸の巡邏船あるのみなり。

第八、金 融 機 關

運河の關係上金融機關は殆ど北米合衆國財閥の占むる處にして The Chase National Bank of the City of New York は一九二五年巴奈馬及「クリストバル」兩市に其の支店を開設し The National City Bank of New York も亦兩市に一九二六年支店を設け共に巴奈馬鐵道及運河地帯に於ける「アメリカ」人の金融機關なるが一九二九年 The Royal Bank of Canada も此の方面の重要なを

認め支店を開設せり。此の他國立銀行 (Banco National de Panamá) は資本金百萬弗を以て一九〇四年に設立せられたるものなるが主として政府の金融機關たる外、國內産業の發達に貢獻しつゝあり。

第九、貨 幣

貨幣の單位は「バルボア」なり、一「バルボア」は米貨一弗と同額にして半「バルボア」の銀貨、五十仙、二十五仙及十仙の銀貨並に五仙、二仙等の白銅貨あり、米貨は巴貨と併用否寧ろ一般に流通しつゝあり。

第十、教 育

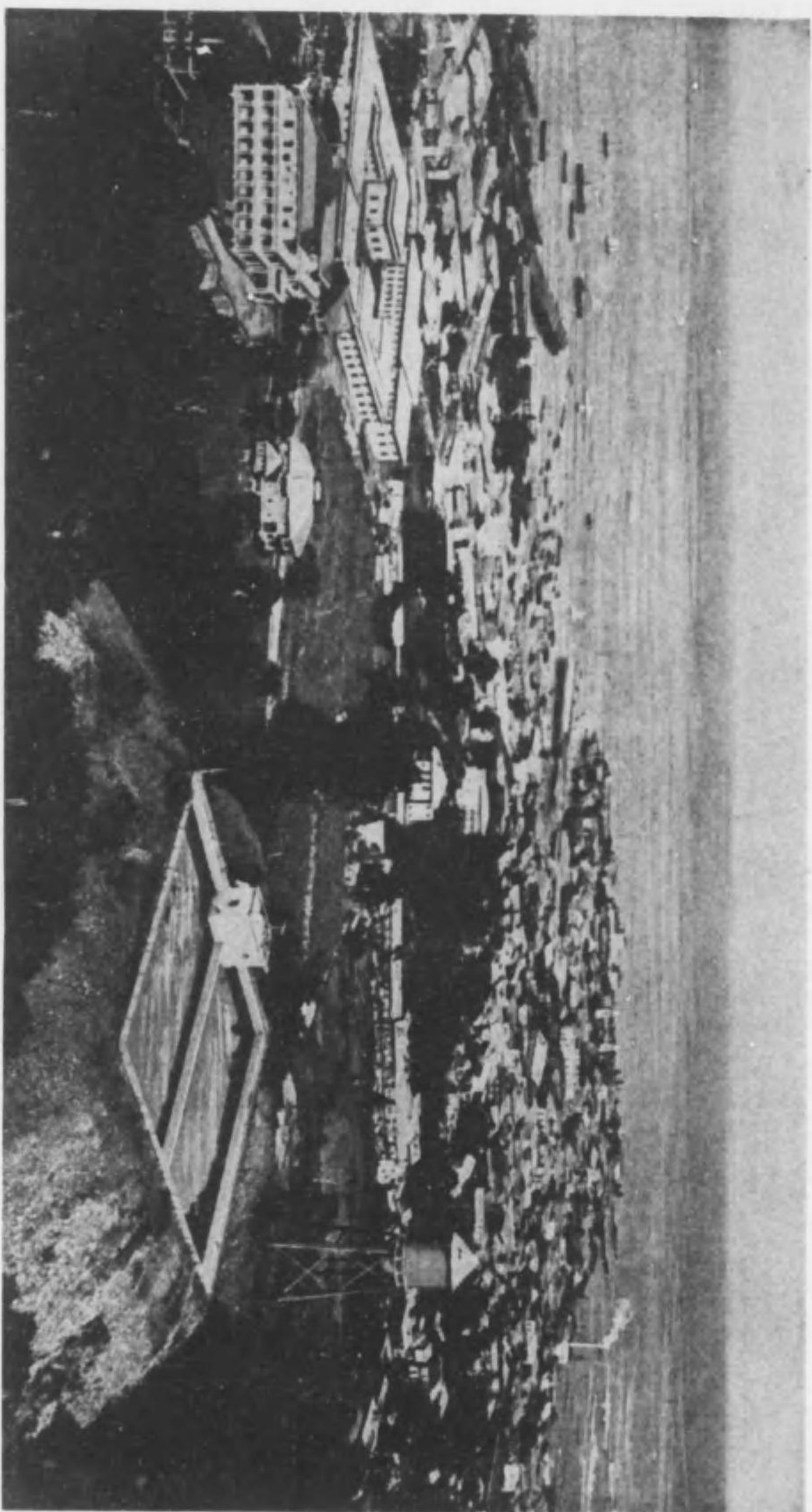
初等教育は義務教育にして七歳より十五歳迄とし修業年限六ヶ年なり。政府は全國に五百九十八校の小學校を設立し初等教育の普及に努め居れり。最近の統計に依れば就學兒童五萬七千五百九十二名にして之が教授に當れる教師は一千六百八十八名なり。都市に於ける小學校は六十五校に過ぎず、地方には五百三十三校の多數の小學校を設置す、何れも共學制度を採用し居れり。

巴奈馬市に大學あり六百名内外を收容し、女子師範學校、工藝學校及商業學校等あり。中等教育の職業及師範學校等も地方都市に相當數設立せられ其の收容人員も二千名以上に達せり。

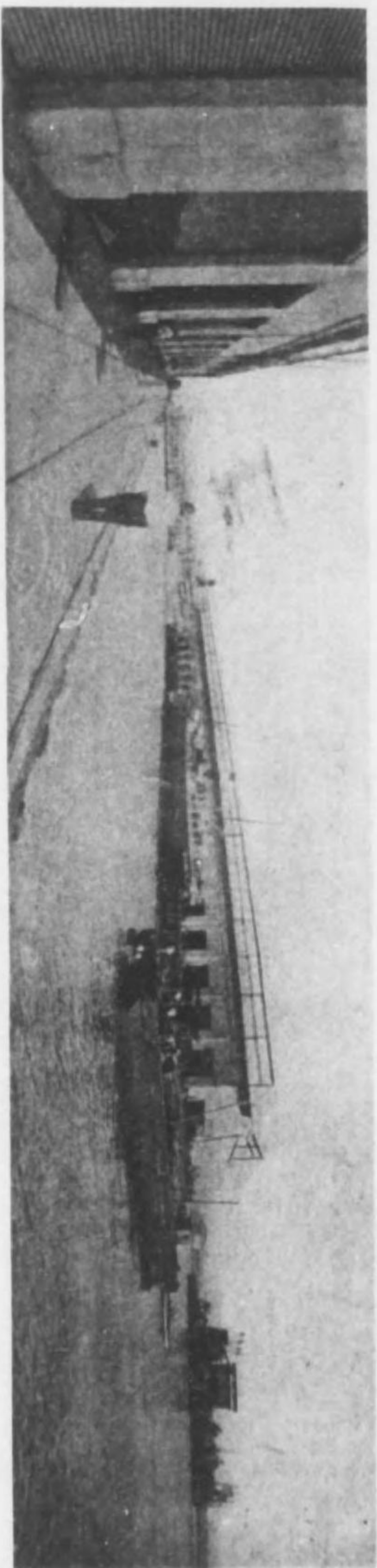
第十一、言語及宗教

國語は西班牙語なるも運河地帯は「アメリカ」人多數なるが爲英語及西班牙語共に通用せらる。

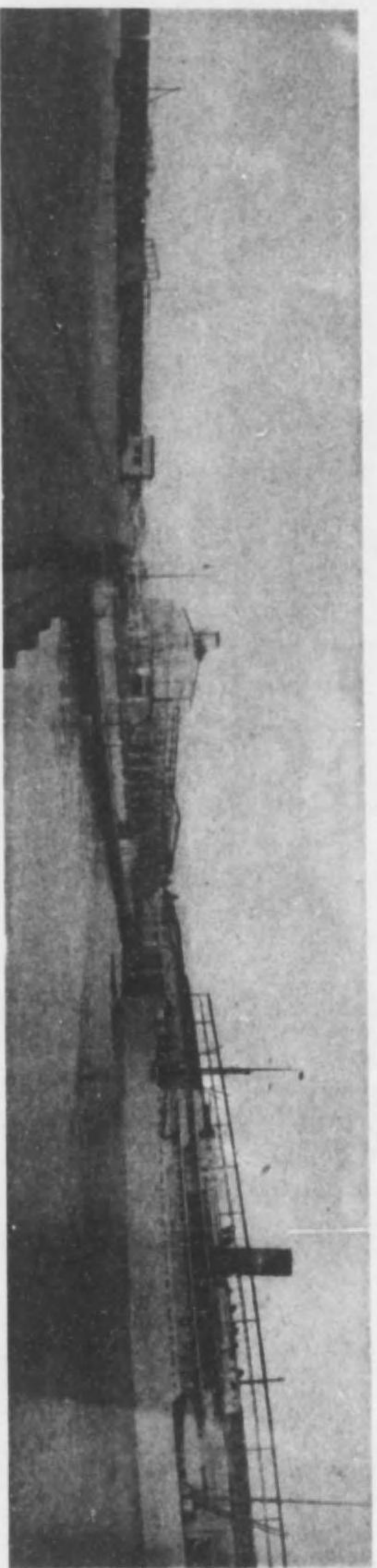
宗教は「ローマン・カソリック」教なるが運河地帯は新教多く又信教の自由認められ居るを以て「マホメット」教、「ユダヤ」教及佛教等の信者相當數あり。



「アッコン」丘より遙に「パナマ」市を眺む



「コロソ」港の浮梁



第十二、主要都市

巴奈馬市は共和國の首府にして人口七萬を有し太平洋岸に位し市況殷盛なり。巴奈馬市に次ぎ大西洋岸に「ゴロン」市あり人口三萬三千を有す。此の他「ダヴラド」、「チツレ」、「ペノ・メ」及「ボーカス・デル・トロ」等の小都市あり。

第十三、日巴關係

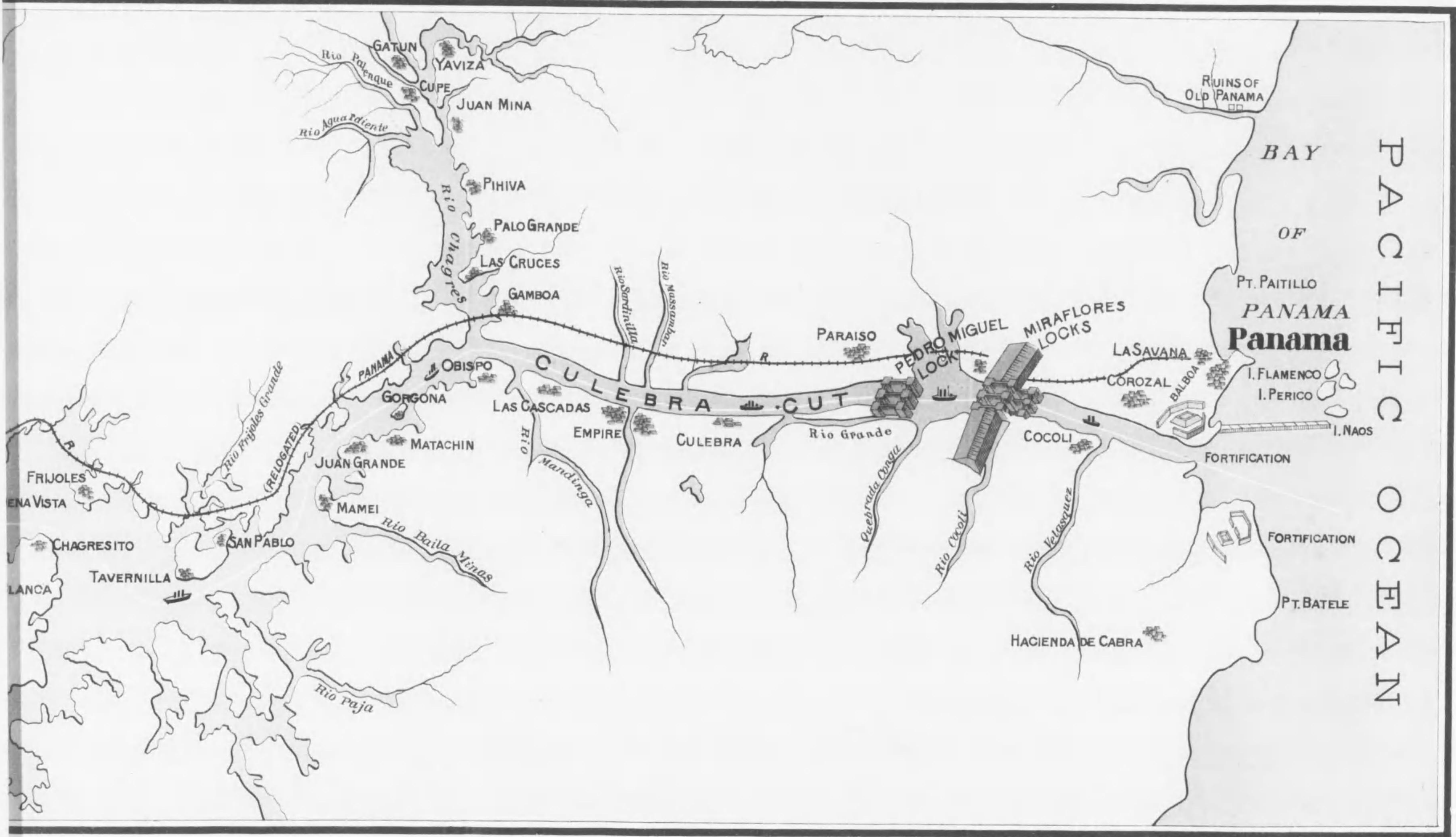
在留日本人の數は現在三百六人に達し殆ど全部巴奈馬及「ゴロン」兩市に在りて理髮業、漁撈に従事し小雜貨商を經營するものあるも特筆すべき者無く、支那人の發展に比すれば微々たるものなり。支那人は初め運河開鑿工事の爲渡來したるが其の後小商賣及洗濯業等を營み漸次基礎を固むると共に巴奈馬人の職業を奪ふとの非難を受け一九二六年の移民法にて其の入國を禁止せられ之が爲日本人も卷添の厄に遭ひたるも一九二八年の移民法に依り日本人は除外せられたり。由來日巴間には通商條約存在せざるにも不拘兩國の關係は友好的にして我國は大正七年巴奈馬市に領事館を設置し巴奈馬政府も神戸に領事館を置き兩國の通商關係の増進を計りつゝある外日巴間

には日本郵船會社の南米定期航路ありて年十回寄港しつゝあり。

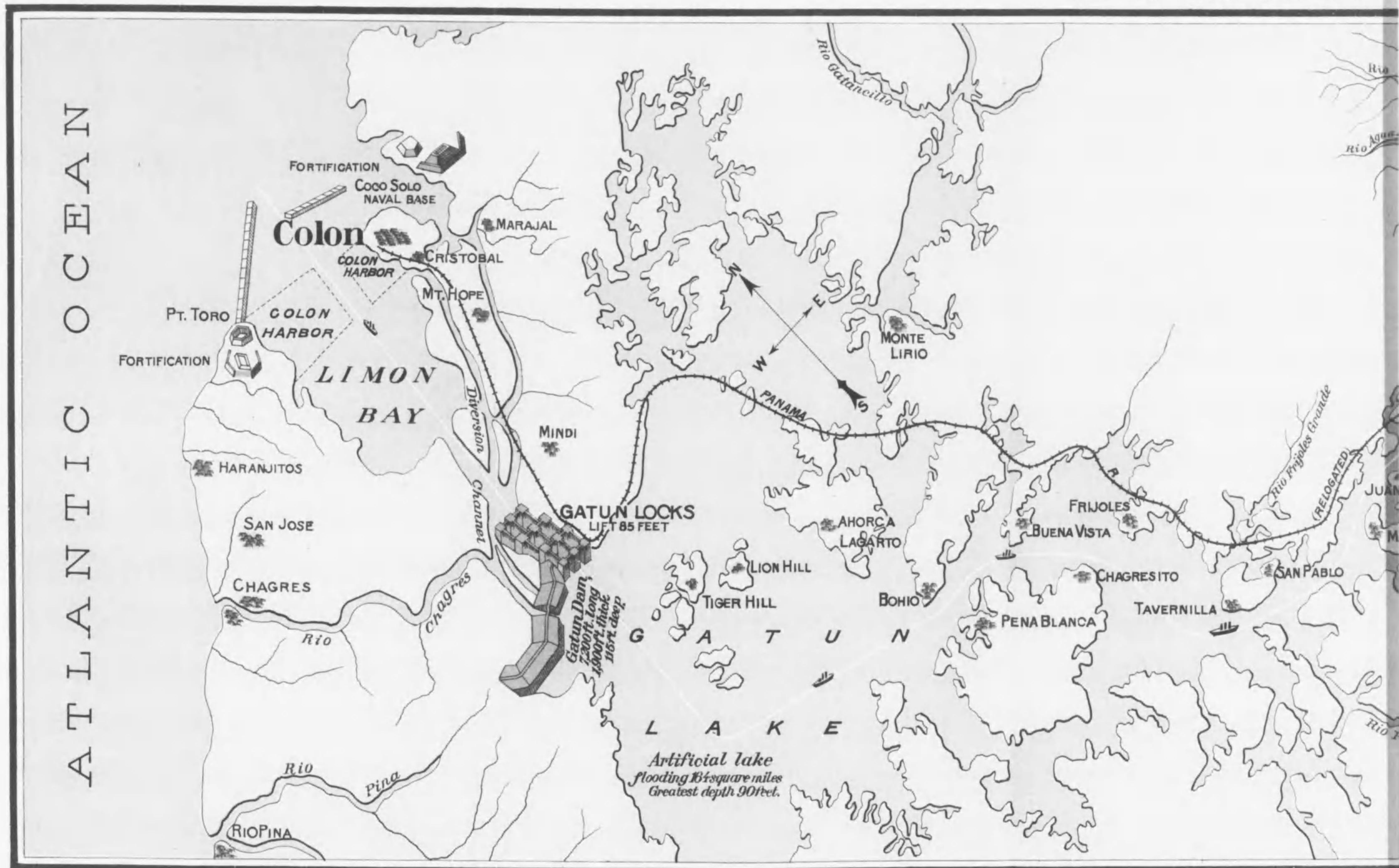
日巴兩國の通商關係は日尙淺く未だ十分なる發達をなし居らず、僅少乍ら一進一退の状態にあるも比較的下級品の小間物及特種品方面に活動するに於ては今後相當の販路を開拓し發展を見るに至るべし。

一九二八年の統計に依れば日本よりの輸出は食用罐詰、綿布類、絹布、燐寸、貝鈕釦、「スリッパ」及玩具等其の主なるものにして十四萬七千八百三十弗六十一仙にして巴奈馬よりは「アイボリー・ナッツ」(象牙棕櫚實)のみにして同年二萬一千七百四十七弗八十仙の高を輸入せり。

巴奈馬運河地圖



巴奈馬運河



A T L A N T I C O C E A N

Colon

LIMON BAY

GATUN LOCKS
LIFT 85 FEET

G A T U N
L A K E

Artificial lake
flooding 16 square miles
Greatest depth 90 feet.

FORTIFICATION
COCO SOLO
NAVAL BASE
MARAJAL
CRISTOBAL
MT. HOPE
COLON HARBOR
COLON HARBOR
PT. TORO
FORTIFICATION

HARANJITOS
SAN JOSE
CHAGRES

Gatun Dam,
2,200 ft. long
1,500 ft. thick
116 ft. deep

LION HILL
TIGER HILL

BOHIO

PENA BLANCA

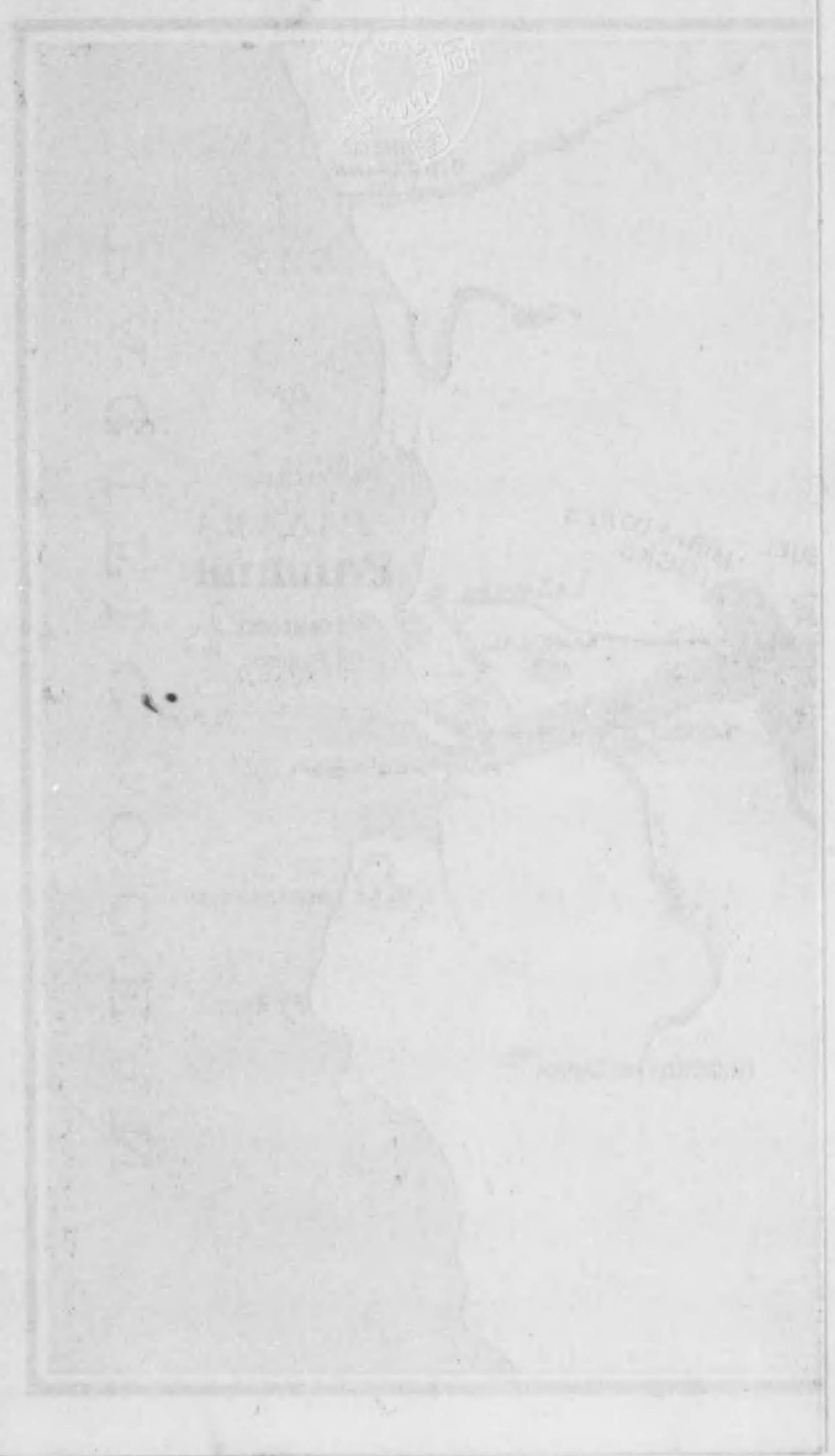
TAVERNILLA

FRIJOLE
BUENA VISTA

SAN PABLO

Rio Frijoles Grande
(RELOCATED)

Rio T...



第十四、巴奈馬運河地帯

一、巴奈馬運河の由來

一九〇三年十一月十八日北米合衆國及巴奈馬共和國間に運河建設及維持に關する條約締結せられ巴奈馬共和國は北米合衆國に運河の兩側各五哩の領土使用を認め且運河地帯内の警察、司法、衛生及其他の施設等の支配權を許容せる外運河防備の爲運河地帯沿岸及巴奈馬灣に於ける島嶼を讓與せり。巴奈馬及「コロン」市は巴奈馬共和國の支配下に置けるが兩市の司法權及兩市の港灣に於ける衛生並檢疫に關する行政權をも北米合衆國に許容せり。之等特權讓與に對し北米合衆國は巴奈馬共和國に右に關する條約批准と共に一千萬弗を支拂ひたる外一九一三年より二十五萬弗を毎年巴奈馬政府に支拂ふことを約せり。同條約は一九〇四年二月二十六日に兩國政府間に批准交換を了せるが同年七月地峽に於ける北米合衆國領土の境界線限定協定に兩國の署名を了したり。

其の後「コロン」市に於ける土地を運河地帯内に増收し且戰爭の場合巴奈馬を北米合衆國と共に同交國戰たらしむる條約兩國間に商議せられたるも一九二七年巴奈馬共和國々民議會に於て否決

せられたり。

二、運河地帯の面積

運河地帯の面積は水陸を加し（但大西洋及太平洋岸より三哩以内とす）五百五十三平方哩なり。

三、運河地帯の人口

一九三〇年四月の調査に依れば運河地帯の人口は二萬八千五百人にして内「アメリカ」人八千人なり、運河及巴奈馬鐵道従業員は「アメリカ」人三千三百四十四人にして他國人一萬一千七百八十人（主として英領西印度人）を算す。

四、運河の收支狀況

一九三〇年七月三十日迄に運河建設、維持及運行に要したる經費は實に五億二千二百十萬二千八百の巨額に達し通航税及其他の收入は一億三千六百二十二萬六千四百八十九弗を算す。

一九二九年より一九三〇年（六月三十日）の會計年度に於て運行及維持費（減價及潰崩し償還を含ます）に八百三十五萬一千五百八十三弗を要し通航税其他の收入は二千七百四十二萬六千三百七十三弗なり。

運河が初めて開通せられたるは一九一四年八月十五日にして九千噸の「アンコン」號十時間を要して通航したるが翌年には屢々閉鎖せられ「ゲイラード・カット」の堤防破壊して一九一五年九月十八日より一九一六年四月十五日迄閉鎖せらるゝに至りしが一九一七年一月十一日より現在迄は何等異狀なく通航しつゝあり、四十七哩六二の距離を普通七時間乃至八時間にて通航するも最短記録四時間十分にて通航したることあり、一九二〇年七月十二日時の米國大統領「ウィルソン」は一般通商的に運河を使用すべき旨を宣言せり。

五、運河の豫算

巴奈馬運河及其の地帯は北米合衆國陸軍大臣の管轄に屬し其の豫算は一九三一年度巴奈馬政廳に對し一千五十萬弗、軍費として一千二百萬弗を計上せり、右巴奈馬政廳の經費は運河の運行、衛生及行政費に區分せられ運行費に九百三十五萬九千八百弗、衛生費に七十八萬二千八百九十九弗及行政費に百三十五萬一千六百八十九弗を充當せり。

自一九二五年至一九三〇年運河通過船舶、貨物及通航税表

| 年次 | 北廻船舶數 | 同上貨物噸數 | 南廻船舶數 | 同上貨物噸數 | 船舶合計 | 貨物合計 | 通航税(弗) |
|-------|-------|------------|-------|-----------|-------|------------|------------|
| 一九二五年 | 二,二六〇 | 一六,五六〇,四三九 | 二,四一三 | 七,三九八,三九七 | 四,六七三 | 二三,九五八,八三六 | 二一,300,五三三 |

| | | | | | | | |
|-------|-------|------------|-------|-----------|-------|------------|------------|
| 一九二六年 | 二、四三七 | 一八、〇〇〇、三五二 | 二、七六〇 | 八、〇三七〇、九七 | 五、一九七 | 二六、〇三七、四四八 | 二二、九三一、〇五六 |
| 一九二七年 | 二、五八七 | 一九、一六四、八八八 | 二、八八八 | 八、五八三、三三七 | 五、四七五 | 二七、七四八、二一五 | 二四、二二八、八三〇 |
| 一九二八年 | 三、〇七二 | 二一、三二〇、五七五 | 三、三八四 | 八、三一〇、一三四 | 六、四五六 | 二九、六三〇、七〇九 | 二六、九四四、五〇〇 |
| 一九二九年 | 三、〇六五 | 二〇、七八〇、四八六 | 三、三〇八 | 九、八八二、五三〇 | 六、四一三 | 三〇、六六三、〇〇六 | 二七、一三七、三七七 |
| 一九三〇年 | 三、〇五〇 | 二〇、五四四、五〇七 | 三、二三四 | 九、四七五、九二五 | 六、一八五 | 三〇、〇三〇、二二二 | 二七、〇七六、八九〇 |

一九三〇年中運河通過各國別船舶數

| | |
|---------|-------|
| 北美合衆國 | 二、八八五 |
| 英國 | 一、五三五 |
| 獨逸 | 三七七 |
| 諾威 | 三七一 |
| 日本 | 一六三 |
| 和蘭 | 一四一 |
| 瑞典 | 一二五 |
| 丁抹 | 九一 |
| 「コロンビア」 | 七四 |

| | |
|-------------|----|
| 伊太利 | 六六 |
| 巴拿馬 | 六〇 |
| 智利 | 四六 |
| 「メンチャヒ」 | 三六 |
| 「ユーゴ・スラヴィア」 | 三三 |
| 白耳義 | 二三 |
| 希臘 | 二二 |
| 西班牙 | 二 |
| 秘露 | 二 |
| 其他五ヶ國 | 八 |

(附録第一) 入移民に関する巴奈馬共和國一九三〇年法律第七一號(十二月十九日附)

巴奈馬國議會は左の通命令す

第一條 左に掲げたる者は移民としての入國を嚴禁す

- (イ) 醜業婦
- (ロ) 無頼漢
- (ハ) 累犯者
- (ニ) 犯罪を目的とする無政府主義者にして政治的性質を有せざる者
- (ホ) 傳染病患者、公共の負擔となるべき虞ある一切の不具者、盲人、啞者、癩病及各種の精神病者

第二條 行政部は内國労働者保護の爲又は經濟情況不安なるときは内國労働者の従事すべき特定技術の技術者若は労働者の入國を制限し又は禁止することを得

第三條 「カパレー」又は舞踊研究所の主人其の營業場に於て就業せしむる爲外國より藝人を備入れんとするときは保證金として藝人一人に付一五〇「パルボア」、藝人四人を超ゆるときは五〇



「バルボア」を現金にて外務省に納付すべし

右保証金は其の事情の如何に拘らず藝人が公共の負擔となることなからしめ且其の契約終了の場合其の出國に要する費用の支拂を保証するものとす

第四條 一九三一年一月一日以後共和國內に居住する一切の支那人は婦女及十歳未満の者を除くの外各自其の居住鑑識證を所持すべし該鑑識證は一九三〇年二月十七日附行政部命令第六號に依り外務省之を發給す

第一款 前項の規定は現に不在中の支那人にして正規の手續を経て發給せられたる再入國許可證を所持する者には之を適用せず右の者再入國せんとするときは其の居住鑑識證を交付す

第二款 十歳未満の者十歳に達するときは直に其の鑑識證の交付を受くべし右の者及十歳を超え已に鑑識證の交付を受けたる者二十一歳に達するときは鑑識證を更新すべし

第五條 一九三一年一月一日以後居住鑑識證の交付を受くることなく共和國領土内に居住する一切の支那人は五〇〇「バルボア」の罰金又は一年間公共土木服役の刑に處す従前國內に在住したることを完全に立證し得ざるときは右の刑に處し且密入移民として共和國領土より追放す

第六條 一通以上の居住鑑識證の交付を受けたるか又は其の身分若は其の子の數に關し虚偽の申

告をなしたる支那人は一〇〇〇「バルボア」以上五〇〇〇「バルボア」以下の罰金に處す

第七條 外務省は國內居住の支那人にして一時出國すべき者に對して三年間有効の再入國許可證を發給すべし右期間は之を延長することを得ず右許可證は當事者出頭し居住鑑識證を納付したるとき之を發給すべし該鑑識證は當事者再入國するまで移民課に於て之を保存す

第八條 本法に規定したる居住鑑識證及再入國許可證は寫眞及寫眞版の番號を附し且本人の特徴並指紋を附したる上之を三通發給すべし原本は當事者に之を交付し寫一通は在巴奈馬支那公使館、他の寫一通は外務省記録に保存すべし

第一款 鑑識證の原本には一〇〇「バルボア」の收入印紙を貼付し又は本人が同様の課税を支拂ひ居るか若は二十歳未満なるときは免税印を押付すべし

第二款 再入國證の原本には五「バルボア」の旅券用收入印紙を貼付すべし

第九條 外務省は共和國內を通過せんとする制限移民又は禁止移民に對し其の事情如何に拘らず一ヶ月を超えざる上陸許可證を交付することを得但右は本人が其の出國を保証する爲五〇〇「バルボア」以上一、〇〇〇「バルボア」以下の保證金を積立てたることに限る

第十條 國內通過の許可を得たる支那人は五「バルボア」を支拂ひたる上巴奈馬國領事より査證を

受けたる旅券を携帯すべし右支拂は一九三〇年法律第一號第三條に規定せられたる収入印紙を以て之を爲すべし

第一款 制限移民たらざる者と雖亦國內通過に對し右と同様の領事館手数料を支拂ふべし

第二款 觀光客たる渡來者に對しては前款の規定を適用せず

第十一條 入國を禁止せられたる移民の通過に關する事項は外務省之を定む

第十二條 移民の入國に付設定したる保證は保證人が外務省に對し約定したる義務を履行せざる場合に於て其の效力を生ず

保證は現金又は擔保物を以て之を爲すべし

第十三條 入移民に關する諸法律に違反したる者、共犯者又は隱匿者は二五「バルボア」以上五〇〇「バルボア」以下の罰金及六ヶ月以下の拘留に處す

前項の罪を犯したる者公務員なるときは其の官職を失ひ且五年間一切の公務に就くことを得ず
第十四條 共和國の行政官及司法官は支那人其の面前に來りたるときは其の理由の如何を問はず右支那人に對し其の鑑識證の提示を請求すべし右支那人之を提示することを得ざる時は直に本人を外務省の措置に委ぬべし

第十五條 各州知事は各管轄區域内の禁止移民の死亡ありたるときは之を外務省に報告すべし知事は外務省の記録中の名簿を削除する爲該報告に死亡證明書及死亡者の身元證明書を添付すべし

第十六條 鑑識證を所持せざる亞細亞人を發見し之を告發したる者は右告發に基く罰金が國庫に納付せられたるときは其の罰金の半額を請求することを得

第十七條 大統領は必要なる員數の移民官を任命す

北米合衆國と隨時締結する協定により「クリストバル」港及「バルボア」港に勤務する移民官は月俸一五〇「バルボア」を給せらる

其の他の移民官は月俸一〇〇「バルボア」を給せらる

第十八條 行政部は外務省をして本法施行に關する一切の事務を掌らしむることを得

第十九條 本法は裁可の日より之を施行す

第二十條 行政法第四卷第四章第千八百五十四條、一九二五年法律第六十四號第十一條、一九二六年法律第十三號、一九二七年法律第十六號及一九二八年法律第六號第六條、第七條、第八條、第十九條、第二十條、第二十一條及第二十三條は之を廢止す

一九三〇年十二月十六日巴奈馬に於て

議長 「カルロス・ゲバラ」

書記官 「アントニオ・アルベルトヴァルデス」

巴奈馬共和國行政部——一九三〇年十二月十九日巴奈馬に於て

本法を通告し之を公布すべし

大統領 「エフ・エ・アチエ・アロセメナ」

外務大臣代理外務次官 「リカルド・エ・モラレス」

(附録第二) 巴奈馬共和國官有土地法の概要

一九一三年一月十三日巴奈馬共和國々民議會は官有土地法を通過せるが右土地法に依れば巴奈馬市民又は外國人の家長にして共和國內に土地を所有せざる農夫或は農業に従事せんとする者は其の住居を有する地方又は其の他の地方に於ける官有地十「エクタール」(即チ二十五「エーカー」)を讓與せられ且農業に従事せんとする家族移民にして移民に關する法律、大統領令及規則を遵守するに於ては十「エクタール」、單獨移民は五「エクタール」を所有することを得。

茲に家族移民と稱するは夫婦(子女の有無を問はず)、子女を有する鰥夫及寡婦、兩親を有せざる兄弟にして弟妹を扶養しつゝある者を云ふ。

尙大統領は公益の爲に鐵道、電車及道路を建設せんとする個人及會社に對し其の工事の進捗程度に従ひ鐵道及道路の兩側一基米突の範圍内に於て二百「エクタール」を超えざる官有地を讓與することを得且個人又は會社にして生活必需品製造、動力、電力又は水道等の企業を行はんとする者に對しては大統領は其の設立に必要な空地を讓與することを得。

又大統領は農業植民地建設の爲に官有地を千「エクタール」に區劃保留し左記條件の下に個人又

は會社に讓與することを得。

- 一、好適地に植民地本部又は部落を建設すること
- 二、農業植民者を移入し百「エクタール」の土地に入植せしめ入植者は十人を下らざること
- 三、政府との契約に定められたる地價及拂下に關しては平等なる條件の下に入植者に地券を與ふること

四、「コンセッション」の土地區劃をなすこと

五、契約義務履行の保障

官有地は土地所有可能土人又は共和國內に於て法律上認められたる内國及外國會社並に共和國內に於て不動産を所有することを法律上認められたる社團及組合等に拂下ぐることを得る外千「エクタール」以下の官有地を拂下出願人に拂下ぐることを得、此の場合に於ては政府の任命する委員會が耕作状態の検査をなし右委員會を満足せしむるが如き状態にある場合は議會の協賛を経て他の官有地拂下を受くることを得。

官有地拂下は拂下出願人、土地管理局長及財務官協議の上地價を決定し公示を以て之を爲すものとす。

建築並染料用材及藥材及護謨其の他工業用生産物を藏有する森林を含む土地は之を拂下ぐるに於ては國家の損失となるときは調査の上拂下げざるも左記の條件に依り政府と契約を結び之が開發をなすことを得。

- 一、右「コンセッション」の土地面積は個人たると會社たるとを問はず五千「エクタール」を超ゆることを得ず
- 二、右土地開發期間は事業開始より十ヶ年を起ゆることを得ず
- 三、毎年使用料を政府に納入するものとす
- 四、「コッセッション」を受けたる者は若木又は護謨其の他貴重なる特産物を生ずる樹木を毀損せざる様科學的方法に依り開發するの義務を有す
- 五、「コンセッション」を受けたる者は事業の方法は勿論開發の方法に關し政府の監督を受くるものとす

政府と右開發契約をなしたる國有森林より產出したる生産物に對しては課税せらるゝことなし、尙燃料、椰子樹、家屋建築用材及其の他家庭用材は豫め政府の許可を得ずして伐採することを得。

(附録三) 巴奈馬共和國渡航者の注意事項

| | |
|--------------|--|
| 公館所在地 | 神戸市山本通二丁目四十五番地、巴奈馬領事館 |
| 執務時間 | 自午前十時 自午後三時 至正午 至同四時 日曜祭日休 |
| 査證の種類 | 公用査證、移民査證、會社商店員査證、普通査證(前記以外のもの) |
| 査證の有効期間 | 各一ヶ月 |
| 査證料 | 公用無料、其の他は米貨五弗 |
| 本人出頭の要否 | 代理人にても可、移民査證の場合は本人出頭するを萬事に於て好都合とす 他の査證は代理又は手紙にても可なれども可成本人の出頭を便利とす |
| 査證請求書の要否 | 請求書の書式なし |
| 提出書類 | 渡航検査所發給の診斷書 |
| 寫真添付 | 必要なし |
| 査證を受くるに要する時日 | 即日 |

尙在巴奈馬日本領事館の「アドレス」左の通。

No. 20. Avenida Higinio Durán, Bella Vista, Panamá, República de Panamá.

日本郵船會社南米航路

横濱「バルボア」港間船賃及汽船噸數

| 船名 | 一等 | 二等 | 三等洋食 | 三等和食 | 噸數 |
|-----|------|------|------|------|-------|
| 平洋丸 | 六六〇圓 | 四二五圓 | 二七五圓 | 一八五圓 | 九、八〇〇 |
| 樂洋丸 | | | | | 九、四〇〇 |
| 銀洋丸 | 六〇〇圓 | 三八六圓 | 二四八圓 | 一六八圓 | 八、六〇〇 |
| 墨洋丸 | | | | | 八、六〇〇 |

横濱「バルボア」港間航海所要日數三十七日

但目下國內勞働者救濟の爲巴奈馬への渡航者にして三十日以上共和國內に滞在せんとする者は一等船客として渡航し資産證明書と五百弗を携帶する者の外入國を禁止せられ居るも經濟界の不況恢復と共に右規定は早晚廢止せらるゝものなるべし。

378
344

終